

J A S 法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準等の違反に係る改善指示の実績（平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在）

○ 改善指示件数

	合計	農林水産省							都道府県						
		計	生鮮	加工				計	生鮮	加工					
				畜産物	農産物	水産物	米			畜産物	農産物	水産物	米		
合計(注)	694	284	178	43	18	54	63	120	410	294	52	32	54	156	123
12年度	3	1	1	0	0	1	0	0	2	2	0	2	0	0	0
13年度	94	39	38	6	0	0	32	1	55	52	7	2	1	42	4
14年度	121	42	18	11	0	0	7	24	79	64	10	4	15	35	15
15年度	57	14	10	1	1	1	7	4	43	37	4	2	2	29	6
16年度	86	50	35	6	11	14	4	18	36	28	7	6	3	12	9
17年度	68	34	28	5	1	16	6	10	34	28	8	4	7	9	6
18年度	63	39	23	6	2	11	4	17	24	22	6	7	1	8	2
19年度	84	24	7	2	1	4	0	18	60	26	4	2	13	7	34
20年度	118	41	18	6	2	7	3	28	77	35	6	3	12	14	47

注：生鮮食品品質表示基準の適用された 1 2 年 7 月以降（加工食品品質表示基準は 1 3 年 4 月から適用）の件数である。

：同一事業者に対して複数の食品に対する改善指示を同時に実施した事例があることから、全体の件数と品目毎の件数の合計とは一致しない。

J A S 法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準の違反に係る命令の実績（平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在）

○ 命令件数

No.	命令年月	業者分類	主な品目	主な違反内容	本社所在地
1	16年 2月	米穀販売業者	精米	品種名及び産地の偽り	東京都（都域）
2	17年 3月	米穀販売業者	精米	表示と異なる原料を使用	茨城県（県域）
3	17年 6月	米穀販売業者	精米	表示と異なる原料を使用	福井県（全国）
4	17年 11月	農産物販売等業者	農産物（外付）	原産地の偽り	千葉県（県域）
5	19年 9月	米穀販売業者	精米	精米年月日の偽り	千葉県（県域）
6	〃	米穀販売業者	精米	原産地の偽り	東京都（都域）
7	20年 6月	食品製造業者	そうめん	賞味期限の偽り	奈良県（全国）
8	20年 8月	水産加工業者	うなぎ蒲焼	原産地の偽り	愛媛県（県域）